

令和6年度福井県サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者
実践研修 実施要領

1 目的

本研修は、サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、障害者総合支援法および児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体

福井県

3 対象者

(1) サービス管理責任者

指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している者または従事しようとする者であって（ア）または（イ）に該当する者。

(2) 児童発達支援管理責任者

指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者または従事しようとする者であって（ア）または（イ）に該当する者。

（ア）サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者基礎研修および相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者で、かつ両研修修了後から本研修受講日前5年間の間に、指定障害福祉サービス事業所等において通算2年以上の相談支援の業務または直接支援の業務に従事した者。

（イ）平成31年4月1日において改正前のサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者養成研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者で、かつ両研修修了後から本研修受講日前5年間の間に、指定障害福祉サービス事業所等において通算2年以上の相談支援の業務または直接支援の業務に従事した者。

※ 本研修受講日とは演習開始日（12月11日）を指します。

※ 通算2年以上の実務経験とは、業務従事期間が2年以上かつ業務従事日数が360日以上を両方を満たす必要があります。

(3) その他

下記要件 (①～③) を全て満たし、かつ本研修受講日までに指定障害福祉サービス事業所等において6か月以上の実務経験がある者。

【要件】

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること（サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。あるいは、やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う）。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

※ 本研修受講に際して、法人又は事業所等からの推薦が必要となります。

※ 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の席に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」となります。

※ (3) その他の対象者となる場合、指定権者と相談の上、後日必要書類の提出を求める場合があります。

※ 福井県外に所在する事業所等から受講の申込みについては一律お断りさせていただきます。

4 優先順位

受講申込者が定員を超過した場合、次 (①～③) の優先順位にて受講の可否を決定させていただきます。

- ① やむを得ない事由によりサービス管理責任者／児童発達支援管理責任者としてみなし配置中である者。
- ② 開設を予定している事業所または既存の事業所に、サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者として1年以内に配置予定がある者。
- ③ 配置時期未定（法人・事業所等内の異動に備えての受講等）。

※ みなし配置者は、欠如時以降2年以内に実践研修を受講しなければ、みなしが失効します。なお、実践研修はみなし失効後も受講は可能です。

5 研修期間および会場

区分	実施方法	研修期間	会場
講義	オンデマンド	詳細は受講決定後に通知	—
演習	集合形式	令和6年12月11日(水) ～13日(金)	きらめきみなと館 (敦賀市桜町1-1)

※ 講義については、定められた期間内に動画の視聴、理解度テスト等を修了する必要があります。受講の際にはインターネット環境に接続されたパソコンを御準備ください。

※ 上記のとおり実施する予定ですが、今後の情勢等により日程の変更や延期・中止となる可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

6 研修定員

約100名

7 研修内容および研修計画について

別紙1「サービス管理責任者実践研修」および「児童発達支援管理責任者実践研修」カリキュラムに基づき、講義および演習を実施します。

8 受講者の推薦

(1) 受講申し込み方法

障害福祉サービス事業実施法人の長、市町障害者福祉主管課長等は、受講させたい者について下記(2)の方法で申し込んでください。

(2) 電子申請について

福井県総合福祉相談所のホームページ内の研修案内ページより申し込んでください。

受講を修了した者に授与する修了証書は、申込み時の氏名等をもとに作成するため、受講者の氏名・生年月日については、記入漏れや誤字・脱字のないよう御注意ください。

受講決定通知の確認には、申請時に登録したE-Mailアドレス、パスワード、および申請完了後に通知された受付番号が必要になりますので、お忘れのないよう御注意ください。

【研修案内ページ】

・「福井県総合福祉相談所トップページ」

→「お知らせ：サービス管理責任者等実践研修申込み」

・「福井県総合福祉相談所トップページ」→「知的障がい者相談」

→「障害者総合支援法に基づく各種研修について」→「サービス管理責任者等実践研修申込み」

※ 必要な実務経験については、必ず御確認いただき、不明な点がある場合は県障がい福祉課 (syogai@pref.fukui.lg.jp) あて御相談ください。要件に不足がありますと再受講の可能性あります。

※ 実務経験の確認は申請書の申告によるものとしますので、事業所印、資格を証明できる書類は必要ありません。

(3) 申込期限

令和6年10月18日(金) 12:00

9 受講者の決定および通知の交付

受講者の決定は、推薦された者の中から福井県が決定し、申込み締め切り後2週間をめぐり電子申請システムから通知します。なお、研修修了者については、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、個人情報として十分注意を払った上で県の責任において一元的に管理します。

【電子申請システムから届く受講決定に関する通知】

送信元：福井県電子申請サービス (info@shinsei.e-fukui.lg.jp)

E-Mail タイトル：【電子申請】通知書発行のお知らせ

10 受講費用および事前課題

研修資料の印刷費用や講義視聴にかかる費用（通信費等）は受講者の自己負担となります。事前課題については、受講決定後に内容等をご案内します。課題が未提出の場合、研修受講をお断りさせていただきます。

11 修了証書

既定の全カリキュラムを受講した者には、修了証書を授与します。

※ 各カリキュラムの時間数は、国の告示にて定められているため、欠席、遅刻、途中退室のほか、課題提出の不備等で受講が認められなかった場合は、修了証書を交付しませんので御留意ください。なお、講義開始後15分以上の遅刻は欠席とみなします。

※ 修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

12 その他

今後の情勢等により、日程の変更や延期・中止となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、洪水・大雨・暴風雨（雪）警報が発令される場合は延期を検討し、研修前日18時までに福井県総合福祉相談所のホームページ内に記載します。

最新の情報は福井県総合福祉相談所のホームページ

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/>) を定期的に御確認ください。

13 お問い合わせ先

(1) 研修内容・申込みについて

福井県総合福祉相談所 障がい者支援課 (担当：恩田・宮本)

E-Mail : sgk-info@pref.fukui.lg.jp

(2) 実務経験や事業申請等について

福井県 健康福祉部 障がい福祉課 自立支援G

E-Mail : syogai@pref.fukui.lg.jp